

平成25年度

保育所初任保育所長研修会(大阪開催)

実施要領

① 目的

- 最新の保育制度の動向を踏まえ、子どもの最善の利益のために、保育所の適正な運営・体制づくりについて考察する。
- 施設長の役割として、保育の質及び保育所職員の資質の向上のため、保育所の運営及び人材育成の現状の課題と基本的な考え方について学ぶ。
- 保育所のリスクマネジメントの意義について事例を通して学び、園内での危機管理のための体制づくりを図る。

② 主催 社会福祉法人 日本保育協会

③ 後援 厚生労働省

④ 対象

以下の条件のいずれかに該当する方

- ① 保育所初任保育所長(就任予定者)研修会を修了した方で、平成25年度または平成26年度中に保育所長に就任(予定含む)する方
- ② 保育士資格を有し、平成25年度または平成26年度中に保育所長に就任(予定含む)する方
- ③ 保育所長経験年数1年以上、5年未満の方

【保育所初任保育所長研修会の受講を希望される際の留意事項】

- ・「平成25年度 保育所初任保育所長(就任予定者)研修会」を受講された方で、「保育所初任保育所長研修会」の受講が必要な方は、必ず平成25年度または平成26年度中に「保育所初任保育所長研修会」を受講してください。やむを得ない事情により、期間中に受講ができなかった場合には、その翌年度(平成27年度)であれば受講が可能です。
- ・「保育所初任保育所長(就任予定者)研修会」を受講した方は、申込書に修了証Noをご記入ください。

⑤ 定員 300名(1施設から1名まで)

⑥ 日程及び会場

日程 平成25年12月4日(水)～6日(金)の3日間

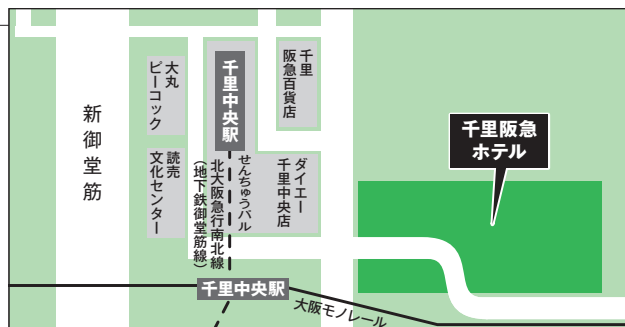
会場 千里阪急ホテル

〒560-0082 大阪府豊中市新千里東町2-1

電話：06-6872-2211(代表)

電車：地下鉄御堂筋線・大阪モノレール

「千里中央駅」より徒歩5分



⑦ 経費

- (1) 研修会受講費として13,200円を受講票送付の際に指定する口座にお振込ください。
- (2) 交通費及び宿泊費・昼食費は自己負担になります。

⑧ 研修内容

研修科目	研修内容	方法・時間	講師名
1. 保育制度の動向と保育所におけるガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> 保育制度の動向 関係法令とガイドラインの理解 	講義 1時間30分	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課
2. 児童福祉と子どもの最善の利益	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉の現状 子どもの最善の利益 	講義 1時間30分	関西大学 教授 山 縣 文 治
3. 保育所における人材育成Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> 組織マネジメントとリーダーの役割 機能的なチームビルディング 	講義・討議 3時間	厚生労働省 政策評価に関する有識者会議 委員 (東レ経営研究部 研究部長) 渥 美 由 喜
4. 保育所における人材育成Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> 保育所の役割を果たす職場づくり 保育所における専門職の倫理 	講義・討議 3時間	東洋大学 准教授 高 山 静 子
5. 保育所のリスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 保育所におけるリスクマネジメント 事件事例からの保育所の法的な対応 	講義・討議 3時間	東京きぼう法律事務所 弁護士・社会福祉士 寺 町 東 子
6. 保育所における施設長の役割（保育所の運営管理）	<ul style="list-style-type: none"> 保育所長の役割と責務 特色ある保育所づくり 	講義・討議 3時間	社会福祉法人小百合苑 柳町園 園長 大 西 宏 幸

⑨ 日程表

日	時間	9		10		11		12		13		14		15		16		17	
第1日	平成25年 12月4日(水)								受 付		開 講 式	保育制度の動向 と保育所におけ るガイドライン			休 憩	児童福祉と子ども の最善の利益			
第2日	平成25年 12月5日(木)			保育所における人材育成Ⅰ					休 憩			保育所における人材育成Ⅱ							
第3日	平成25年 12月6日(金)			保育所のリスクマネジメント					休 憩			保育所における施設長の役割 (保育所の運営管理)							事後 レポ ート

※講義スケジュールは、都合により変更になる場合がございます。

10 申込み手続き

受講申込みの受付は、都道府県・指定都市・中核市の児童福祉（保育）主管課になります。申込書（4ページ）に必要事項をご記入の上、同主管課が指定する申込み締切期日までにお申込みください。全体の受講者数の状況によっては受講いただけない場合もございます。その際には日本保育協会より同主管課を通じてご連絡いたします。

※個人情報の取り扱いについて

申込書に記載していただく個人情報は、研修の実施上必要なお申込み内容の確認、及び受講者となった方へ受講票を送付する際に使用します。また、日本保育協会から、お申込みいただいた方や保育所へ連絡する必要がある際に使用します。これらの目的以外には使用しません。

11 その他

- (1) 本研修会は通修となりますので、宿泊が必要な場合、各自でご手配ください。なお、研修会場近隣の宿泊施設につきましては、受講票送付の際にご案内いたします。
- (2) 受講者には、日本保育協会から申込書にご記入いただいた住所あてに、研修会当日の約1カ月前までに受講票を送付します。
- (3) 研修の事前・事後に課題レポートをご提出いただきます。事前レポートは、受講票送付の際にご案内いたしますので、提出期限までにご提出ください。事後レポートは、研修期間中にご案内し、研修科目6の講義終了後にご記入いただき、お帰りの際にご提出いただきます。
- (4) 研修の全課程を受講し、事前・事後レポートをご提出いただいた方には、修了証を発行します。
- (5) お申込み後の受講取消しには、キャンセル料が発生します。詳細は受講票に記載いたします。
- (6) 講義ごとの受講者の入れ替えはできません。
- (7) 研修期間の途中からの受講はできません。
- (8) 同伴者・付添者は、原則会場へは入場できませんので、ご了承ください。
- (9) 第1日目の昼食は各自ですませてからご来場ください。第2・3日目の昼食について、お弁当をご希望の方は、研修会実施の約1カ月前にお送りする受講票の中に、詳細及び申込書を同封いたしますので、FAXにてJTB指定の連絡先へお申込みください。
- (10) 保育所初任保育所長研修会経費の取り扱いについては、日本保育協会が指定する株式会社JTB コーポレートセールス霞が関営業部第六事業部に業務を委託します。

▶ 研修会講義の内容や実施概要に関するお問い合わせについては、下記担当者へご連絡ください。

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号 こどもの城13階
社会福祉法人 日本保育協会 研修部（加藤、佐藤、上條）

電話 **03-3486-4420**（研修部直通）

E-mail **kensyu@nippo.or.jp**

※申込先ではありませんので、ご注意ください。

平成25年度 保育所初任保育所長研修会(大阪開催)

申込書

●申込書の項目は全てご記入ください。

フリガナ		年齢	性別
お名前		歳	男・女
対象 (該当箇所にチェック☑ してください。対象1に 該当の方は、必要事項 をお書きください)	<input type="checkbox"/> 1.「保育所初任保育所長(就任予定者)研修会」を修了した方で、平成25年度または平成26年度中に保育所長に就任(予定含む)する方 (下に修了証No.を必ずお書きください) 修了証No.(第 A 号) <input type="checkbox"/> 2.保育士資格を有し、平成25年度または平成26年度中に保育所長に就任(予定含む)する方 ※対象：平成25年4月1日～平成27年3月31日までに保育所長に就任(予定)の方 <input type="checkbox"/> 3.保育所長経験年数1年以上、5年未満の保育所長 ※移行措置として、平成25年3月31日までに保育所長に就任された方は、対象[3]に該当となります。 【注意事項】上記のいずれかに該当しない方は、本研修会の対象外となります。受講の受け入れはできませんので、ご了承ください。		
保育所長就任日	保育所長就任日(予定日含む)：平成 年 月 日		
保育所の運営主体 (該当箇所に○)	1. 公営 2. 民営(公設民営含む)		
保育所の法人名 (民営のみ)			
保育所の名称 (所長として就任予定の保育所を含む)			
受講票発送先住所 (該当箇所にチェック)	(〒 -) < <input type="checkbox"/> 就任予定の保育所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 現在の勤務先(名称:) >		
連絡先電話番号 (ご本人と連絡がとれる電話)	()		
現在の勤務先	1. 認可保育所 2. 認可外保育施設 3. 認定こども園 4. 幼稚園 5. 学校教育施設 6. 社会福祉施設 7. その他()		
現職名	1. 保育士 2. リーダー保育士 3. 主任保育士 4. 副所(園)長 5. 所(園)長 6. 事務職員 7. その他()		

【注意事項】

日本保育協会に直接お申込みすることはできません。保育所を主管する自治体(市区町村)が取りまとめ、都道府県・指定都市・中核市の児童福祉(保育)主管課のご推せんが必要です。